

高知県商工団体連合会 NO.1015(54-8)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ kosyoren.jp で検索してください
<ホームページ、リニューアルしました>

高商連ニュース

参議院選挙 96%の会員と対話、知事選+632の支持拡大 インボイス延期、戦争をする国づくり許さない運動を

■会員対話率		
	22年 参院選	20年 知事選
安芸	92.4%	93.4%
香美郡	94.4%	88.7%
南国	85.0%	77.7%
高知	100.0%	93.4%
仁淀川	97.4%	65.3%
須崎	98.0%	88.6%
中村	97.0%	66.3%
計	96.4%	86.6%

7月10日に投開票された参議院選挙では、96%の会員と対話し6470の支持拡大をしました。支持拡大数は、県知事選挙(2020年)に比べ、安芸2.7倍、中村2倍、高知1.5倍、南国1.2倍、県連で10%増でした。高知民商は全会員との対話を達成しています。

今回の取り組みを、インボイス延期・中止、戦争する国づくりを許さない運動の力にしていきましょう。

高商連事務局長会議(7/19、リモート開催)での松本けんじさんのご挨拶(要旨)(文責:高商連事務局)

皆さん本当にあの暑い中の選挙戦ありがとうございました。

ウクライナの侵略という異様な雰囲気、野党共闘がまとまり切らない中での選挙となりました。事前の情勢は自民候補、維新候補に次いで私が3番目という状況でした。憲法を変えた方がいいんじゃないか、日本の軍備を強化した方がいいんじゃないかと喧伝される中、「武力で平和は作れない」と共産党と民商はじめ多くの団体も宣伝を思いつきり広げ、世論を変えていった選挙だったと実感しています。

憲法アクション、社民党、新社会党から推薦いただき、選挙中盤には、立憲民主党の武内代表が個人の立場ながら、応援演説をして下さいました。

青年キャラバン、SNSやホームページなどインターネットでの発信、民

商はじめ市民グループが行った集いなどの動きが、野党共闘を再構築していきました。

結果として高知県では日本共産党が比例の得票で2番となり、私を次点まで押し上げていただきました。皆さんが世論に積極的に働きかけ、押し込まれた困難な情勢を前向きに切り開いていったと感じています。

自民党の宣伝カーに乗ったこともある何人もの女性の方、元自衛官の方などが選挙活動に参加くださるなど、新しい結びつきも広がりました。食糧支援でつながった大学生も熱心に応援してくれました。

共産党は議席を減らすという残念な結果でしたが、弁護士の高比奈さん、オール沖縄の伊波さんを送り出すことができたのは、私たちの運動の力だったと思います。

民商さんはじめ市民の運動で共に情勢を切り開いていく、私自身も次に向かって頑張っていきます。今後

インボイス

須崎青果「インボイスは不要です」

7月14日、(株)須崎青果(須崎市)を訪問し、インボイス制度への対応についてお話を聞きました。突然の訪問にもかかわらず、市川義人社長が対応くださり、「当社は地方卸売市場なので、農家の方からは委託販売として商品を預かっていきます。適用除外なので、農家の方にインボイスの発行は求めません(卸売市場特例)」(左枠参照下さい)「インボイス制度については、機会があれば取引農家さんに詳しくお知らせしたいと思っています」と語りました。(入江)

【訂正とお詫び】(高商連事務局長・入江博孝)私は、須崎青果さんは商品(青果)を買取していると思いき、「須崎青果さんはインボイスの発行を求めてくると思えますよ」と話してしまいました。私の学習不足、認識の誤りでした。訂正しお詫びします。

情勢を切り開いていく、私自身も次に向かって頑張っていきます。今後

卸売市場特例

<交付義務の免除(交付が困難な取引)>

- ①公共交通機関である船舶、バス、又は鉄道による旅客の運賃(3万円未満に限る)
- ②自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満に限る)
- ③郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)
- ④出荷者が卸売市場において行う**生鮮食品等の譲渡【卸売市場特例】**
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る)
- ⑤生産者が農協、漁協又は森林組合等に委託して行う**農林水産物の譲渡【農協特例】**
(無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)

<参考に>直売所での販売

JA直売所へ販売委託した農産物は、JA直売所を通して一般消費者や事業者へ販売されます。この場合「無条件委託」「共同計算」ではないので「**農協特例**」が使えません。また、当然のことながら卸売市場を通してないので「**卸売市場特例**」も使えません。しかし、JA直売所のレジでお会計をする際に、売り手である**農業者が個別にお客様へ適格請求書(インボイス)を発行することは困難**です。

そのため、委託者(農業者)が、媒介者(JA直売所等)を介して行う取引の場合、**委託者・媒介者双方が適格請求書発行事業者である場合**には、**委託者に代わって**媒介者が自己の氏名・登録番号を記載した**適格請求書**を発行することができます。これが「**媒介者特例**」です。

「媒介者特例」は、**委託者・媒介者双方が適格請求書発行事業者である**ことが要件ですので、**適格請求書発行事業者として登録できない免税事業者**については**JA直売所が適格請求書を発行することはできません**。ここが「**農協特例**」「**卸売市場特例**」との大きな違いです。

(JA新潟中央会の資料より)

無料法律相談会

(近藤恭典弁護士/高知法律事務所)

7月29日(金)午後1時~3時
高知民商會館3階会議室

- リモートでの相談もできます。
- 民商事務局に事前申し込みください。
- 1組の相談時間は30分を予定。

高知県母親大会 (会場はいずれも「ソーレ」)

- 分科会 7月24日(日)9:30~12:30
- 全体会 7月31日(日)13:30~16:00
- *前川喜平氏(元文部科学事務次官)が講演します。
- *各地域のサテライト会場で参加できます。
- 参加費700円(1日のみ、両日参加も同額)
- 分科会のテーマ、サテライト会場等については、民商、県連事務局に問い合わせください。